

政府関係法人改革委員会 提言概要

「目指すべき政策金融のあり方～規模の適正化とコストの可視化を図る～」

はじめに (1P)

現状認識・問題意識

- 経済・金融危機への対応、新成長戦略における海外へのインフラ輸出促進の動き等を受けて、これまでの政策金融改革の流れに変化が生じつつある。
- 政策金融が担う領域の明確化およびコストの可視化をしないまま、規模を再び拡大すべきではない。
- 政策金融機関におけるガバナンスの強化など経営改革の進捗についても検証が必要である。

提言の趣旨: 下記に関する政策を提言

- 政策金融による中小・小規模企業向け支援のあり方の見直し
- 新成長戦略の実現支援における政策金融の関与のあり方
- 危機対応のあり方の見直し
- 政策評価の実施とその結果の業務への反映
- 政策金融機関の経営改革ならびに完全民営化の履行

I 章 政策金融における問題点 (3P)

(1) 改革における変化と政策金融の肥大化による弊害

- 政策金融改革の流れの変化と背景
 - ・改革の基本方針(民間にできることは民間に委ね、政策金融は民業補完に徹する)が平時・危機時における官民の役割分担にまで徹底されていない。⇒政策金融が担う領域が曖昧なまま拡大
 - ・改革が進捗していない要因の一つには民間金融機関の経営姿勢がある。
- 政策金融の肥大化による弊害
 - ・市場メカニズムによる効率的な資源配分が進まず、企業の新陳代謝や産業構造の転換を阻害。
 - ・「低利・長期・固定」の貸出は、民間金融機関のリスクに見合った貸出を困難にし、収益機会を奪う。
 - ・政策金融における貸出の増大は、財政にとって多大な負担。最終的には税として国民負担になる。

(2) 中小・小規模企業支援における課題

- 中小・小規模企業への支援に対し、雇用確保等の経済的効果は十分に明らかではない。
- 信用補完制度にはセーフティネットの役割があるが、企業の事業再生を遅らせる要因でもある。

(3) 危機対応における課題

- 危機時には政策金融に一定の役割があるが、必要以上の拡大は問題。
 - ・金融市場の機能が回復した後も支援が続けば、競争力を失った企業、産業を温存する。
- リーマン・ショック後の危機対応で指定金融機関として業務を行った民間金融機関はない。
 - ・全ての危機に対応する必要があること、損失補填割合の上限が最大8割であること等が要因。

(4) 政策評価における課題

- 政策目的の達成度や実施による効果の検証が、コスト分析と合わせて充分に行われていない。
- 政策目的の達成に合わせて政策金融の業務を見直す仕組みも構築されていない。

(5) 政策金融機関における課題

- 日本政策金融公庫:
 - ・事業ごとに異なる省庁が所管することは、縦割り組織を温存しやすい。
- 日本政策投資銀行、商工中金:
 - ・完全民営化のスケジュールが延期され、民営化に向けた移行や組織のあり方について展望が描き難くなっている。

II章 政策金融改革の基本的方向（7P）

(1) 政策金融の業務の限定化

- 平時における業務
 - ・限られた政策目的の範囲内で、民間金融機関では対応困難な場合
 - ・金融市場の失敗を補完する必要がある場合
 - ・経済成長に寄与し、かつ民間だけではリスクをとりきれない分野への支援を行う場合
- 危機時における業務
 - ・金融市場が機能不全に陥った場合（危機の定義を明確化し、期間は市場の機能回復までに限定）
 - ・大規模な自然災害後の復興支援の場合

(2) 効率性とコストの可視化を重視した手法による実施

- 融資業務は民間金融機関に委ね、政策金融は利子補給と債務保証に特化。
 - ・資源・エネルギー確保のための開発やインフラ輸出等の成長戦略を支援する場合、危機により市場が機能不全に陥った場合、大規模な自然災害後の復興支援の場合に限り、融資業務を認める。

III章 改革に向けた具体的な政策（9P）

(1) 政策金融による中小・小規模企業向け支援のあり方の見直し

- 中小・小規模企業の支援にかかる政策コストと、その効果の関係を明らかにする。
- 信用保証制度における保証割合や保証料率、信用保険制度におけるてん補率や保険料水準の見直しを検討する。

(2) 新成長戦略の実現支援における政策金融の関与のあり方

- 資源・エネルギー開発やインフラ輸出における審査の厳格化、リスク管理を徹底する。
- インフラ輸出の促進では、直接融資と貿易保険制度を活用した支援策とのバランスをとる。

(3) 危機対応のあり方の見直し

- 政策金融での支援はセーフティネットとしての役割に留め、期限を設けて実施する。
 - ・民営化された日本政策投資銀行、商工中金が期限を設け、危機対応業務を行う。
 - ・その他の民間金融機関が危機対応業務を行い易くするための制度整備を行う。
 - ※対応する危機を地理的要因等により選択可能にすること、損失補填割合の上限の引き上げ等の検討
- 中小・小規模企業向けの重層的支援は、より効率的に実施する視点から整理する。

(4) 政策評価の実施とその結果の業務への反映

- 政策金融の業務においてPDCAサイクルを実施する。
 - ・政策目的の妥当性、達成度、費用対効果を定量的・客観的に検証、評価し、その結果を政策金融の業務の見直しに反映する。
- 検証や評価の情報を解り易く開示し、政策金融の効果等を納税者の視点で捉えられるようにする。

(5) 政策金融機関の経営改革ならびに完全民営化の履行

- 日本政策金融公庫は経営の透明性向上、ガバナンス体制の強化、コストの可視化に一層取り組む。
- 日本政策投資銀行、商工中金は、完全民営化する。

(6) 民間金融機関の役割

- 政策金融改革を着実に進めるために、民間金融機関が本来の役割を果たす。
 - ・資金調達の多様化を図る観点から、間接金融では市場型間接金融に軸足を移す。
 - ・高度経済成長期以降の公共インフラの更新に伴う長期資金需要に対応する。
 - ・新事業の創造、新たな技術開発を促進するために、リスクテイク能力の向上やベンチャー・キャピタル等によるリスクマネーの供給増大を図る。
 - ・商品開発、資金の運用、リスク管理等の能力を高め、多様で付加価値の高いサービスを提供する。